

申請に対する処分

処 分 名	市営住宅模様替え及び増築承認
根 拠 法 令	奄美市営住宅等管理条例第 2 5 条第 1 項
所 管 課	建設部建築住宅課

1 審査基準

- (1) 申請を行うことができる人

入居者

- (2) 申請の方法

「市営住宅模様替え（増築）承認申請書」にその工事に係る設計図を添えて市長に提出する。

- (3) 承認の要件

次の条件を付す。

ア 入居者に当該工事の設計施工方法等を変更させ、又は適当な指示を与えることができる。

イ 入居者が明渡すときは、入居者の費用で現状回復又は撤去をすること。

2 標準処理期間

1 4 日